

大阪府建設事業評価実施要綱

(目的)

第 1 条 建設事業評価は、建設事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(評価の対象)

第 2 条 建設事業評価は、府又は府が設立する地方独立行政法人（以下「府等」という。）が実施する建設事業（総事業費 1 億円以上の事業に限る。ただし、災害復旧、補修、改修及び維持管理に係るものを除く。）を対象とする。

2 前項の評価の事業単位は、国の評価実施要領等の取扱いに準ずることとする。

(評価の類型)

第 3 条 建設事業評価の類型は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事前評価（新規事業について、事業実施の妥当性を判断するとともに、より効率的な実施方法等を検討するものをいう。）
- (2) 再評価（実施中の事業について、事業継続の妥当性を判断するとともに、より効率的な実施方法等を検討するものをいう。）
- (3) 事後評価（完了した事業について、完了後の効果等の検証を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画、調査等へ反映するものをいう。）

(評価の時期)

第 4 条 建設事業評価の実施時期は、次の各号に掲げる類型の区分に応じ当該各号に定める時期とする。ただし、国の評価実施要領等で別の定めがある場合は、当該定めによるものとする。

(1) 事前評価 次のいずれかに掲げる時期

ア 基盤整備事業については、事業費の予算化（以下「事業採択」という。）を予定している年度の前年度内（ただし、着工準備費を計上する大規模な道路事業若しくは街路事業又は実施計画調査費を計上するダム事業については、これらの費用の予算化（以下「着工準備採択」という。）を予定している年度の前年度内）

イ 施設整備事業（府営住宅建替事業を除く。）については、実施設計の予算化を予定している年度の前年度内（ただし、総事業費が概ね 5 0 億円以上の事業で、計画の熟度が高いものについては、基本計画を策定する年度内）

ウ 府営住宅建替事業については、実施設計の予算化を予定している年度の前年度内（ただし、計画の熟度が高いものについては、基本設計の予算化を予定している年度の前年度内）

エ ア、イ及びウに掲げる事業のうち、P F I 手法を活用する事業については、実施方針の公表の前（ただし、総事業費が概ね 5 0 億円以上の施設整備事業（府営住宅建替事業を除く。）で、計画の熟度が高いものについては、基本計画を策定する年度内）

(2) 再評価 次のいずれかに掲げる時期

ア 事業採択後又は着工準備採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業については、事業採択後又は着工準備採択後 5 年目の年度内（ただし、未着工の意義は、国の評価実施要領等の取扱いに準ずることとする。）

イ 事業採択後 1 0 年間（事業実施期間が 5 年以内の事業で大幅に伸びる見込みの事業については、事業採択後 5 年間）を経過した時点で継続中の事業については、事業採択後 1 0 年目（事業実施期間が 5 年以内の事業で大幅に伸びる見込みの事業については、事業採択後 5 年目）の年度内

ウ 再評価実施後 5 年間（下水道事業にあっては 1 0 年間）を経過した時点で継続中又は未着工の事業については、再評価実施時から 5 年（下水道事業にあっては 1 0 年）経過後の年度内

エ 事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業については、事業計画変更又は事業費の予算変更の前

(3) 事後評価 事業完了後 5 年が経過する年度の末日まで（ただし、事業完了の意義は、国の評価実施要領等の取扱いに準ずることとする。）

(評価の視点)

第 5 条 建設事業評価の視点は、次の各号に掲げる類型の区分に応じ当該各号に定める視点とする。

(1) 事前評価 次に掲げる視点

ア 上位計画等における位置付け（優先度を含む。）

イ 事業を巡る社会経済情勢

ウ 費用便益分析等の効率性

エ 安全・安心、活力、快適性等の有効性

オ 自然環境等への影響と対策

カ 代替手法との比較検討

(2) 再評価 次に掲げる視点

ア 事業の進捗状況（事業計画等の変更及び今後の進捗見通しを含む。）

イ 事業を巡る社会経済情勢の変化

ウ 費用便益分析等の効率性

エ 安全・安心、活力、快適性等の有効性

オ 自然環境等への影響と対策

(3) 事後評価 次に掲げる視点

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- イ 社会経済情勢の変化
- ウ 事業効果の発現状況
- エ 事業実施による自然環境の変化
- オ 同種事業への改善措置等（当初計画との相違点及びその原因を含む。）

（建設事業評価委員会）

第6条 府等は、評価の実施に当たって、学識経験者等で構成される建設事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次に掲げる事業について意見を聴き、その意見を尊重して対応方針を決定するものとする。

- (1) 事前評価の対象事業（総事業費が10億円以上の事業に限る。）
- (2) 再評価の対象事業
- (3) 事後評価の対象事業（代表例として選定した事業に限る。）

2 評価委員会と同様の委員会が設置されている場合は、本要綱が定める手続に代えて、評価の手続を行うことができる。なお、河川整備委員会での審議を経て、河川整備計画の策定又は変更を行った場合及び同計画内容の点検を行った場合には、国の評価実施要領の定めに従い、建設事業評価の手続が行われたものとみなす。

（評価の公表）

第7条 評価結果、評価委員会の意見及び府等の対応方針は公表する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、建設事業評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月10日から施行する。

再評価を要する「事業計画又は総事業費の大幅な変更」の考え方

大阪府建設事業評価実施要綱第4条(2)エの規定により再評価を要する「事業計画又は総事業費の大幅な変更」とは、下記の項目のいずれかに該当する場合をいう。

なお、あらかじめ建設事業評価委員会に報告し、再評価の適否について意見を求めることができる。

また、下記の項目に該当しない場合でも、国との協議等により、再評価が必要な場合は、再評価を実施する。

事業を中止、休止（休止後の再開を含む）する場合

（具体例）

- ・事業の中止又は休止の評価を行う場合
- ・事業の休止の評価を行った後、事業を再開する場合

総事業費が3割以上増減する場合

（具体例）

- ・総事業費を3割増減（労賃や物価の変動による要素を除く）する場合

その他、事業計画を大きく変更する場合

（具体例）

- ・機能の変更（例：法令や上位計画の変更に伴い事業計画を変更）
- ・場所の変更（例：工区の起終点やルートを変更）
- ・規模の変更（例：2車線を4車線に変更、住宅管理戸数を変更）
- ・構造の変更（例：オーバースペースをアンダーパスに変更）
- ・手法の変更（例：直接建設事業をPFI事業に変更）

変更の度合いは、総事業費への影響も勘案しながら個別案件において判断する。